資料５

「（仮称）流山市こどもの権利条例」に盛り込むこどもの権利を保障する施策に関する委員アンケート結果

「第４章こどもにやさしいまちづくりの推進」に盛り込む施策について、委員にアンケートを実施し、以下のとおり、理由・ご意見等をいただきました（こどもの権利救済機関の設置及び施策の推進に関する事項は除く）。

	施策	条例に盛り込みたいと考える理由・ご意見等
1	こどもの居場所づくり	・家庭や学校以外でもいろんな居場所があることで、いろんな価値観に触れられ、豊かに生きていける土台が作られるから。 ・SNS だけが居場所になってしまうよりも、具体的な居場所があったらいいと思うため。 ・こどもにとって家庭でも学校でもない第三の居場所は、家庭や学校でうまくいっていたとしても必要と考えるため。 ・こどもにとって、家庭、学校、その他の場において問題（権利侵害？）を抱えたときに、まずは問題から離れて安心して身を置ける居場所が必要と考える。居場所に問題を解決する機能（相談、食事等の生活支援、学習支援など）があるというより、話の出来る大人がいて、見守りながら、時に必要な支援につなげてくれるところ。 ・学校や家庭以外にもこどもが安心して自分らしく過ごせる児童館やコミュニティスペースなどの確保が必要であるため、明記した方が良いと思う。 ・居場所を通じ、子どもが豊かに育ち、子どもの育ちの支援が明確になるため。 ・川崎市子どもの権利に関する条例では、条文に「子どもの居場所」を盛り込んだことが、後に「子ども夢パーク」や不登校の子どもの居場所づくりに大きな成果をもたらした。流山市がこれまで取り組んできた「こどもにやさしいまちづくり」にも大きな効果が期待される。 ・こどもが居やすい、安心していられる場所はさまざまである。まだ自身の興味や、安心できる場所が定まっていないこどもにとって、自分のことを知り、また好きなことに触れることによって得意分野を伸ばすことにもつながると考えるため。 ・こどもが今の自分をポジティブに捉えることができる居場所がたくさん必要であると考える。学校でのストレスを吐き出すのに児童館のスタッフや他の学校の友達に話してすっきりしたという話を見聞し、学校ではない居場所はどの子も必要だと感じる。

2	多様な学びの場の確保	・こどもにはいろんな特性があるから、本人の力が発揮できる場や方法で学習した方が、その後の人生を豊かに歩めるから。 ・格差が広がる中で学びの場は年齢や国籍や性別や経済力などに関係なくいつでもどこにでもあってほしいと考えるから。 ・学校が全てではない。こども自身が自分らしい選択をできることが大切。学びの場の選択も同様である。 ・大人になって生きていくためのスキルを身に着ける上で、学び、学ぶ姿勢を養うことは大事なことと考える。不登校、障害、日本語支援が必要なこどもなどに対応して、従来の教育体制ではない、フリースクール、校内教育支援センター、オンライン学習、地域での体験活動など、こどもの特性に応じた学びの機会を提供する。 ・いろんな背景を持つこどもがたくさんいるから。 ・既存の学校教育になじめないこどもたちに対しても、フリースクール等の選択肢を保障することが必要だと考えるため。 ・学校教育以外の学びや考える機会や活躍発信ができることで、教育を受ける権利保障と将来の夢に近づくため。 ・こども会議で勉強以外でも学びたいことがあるというこどもが多かったから。 ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行し、国レベルにおいても、学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置を取ることが求められている。不登校のこどもに限らず、すべてのこどもの多様な学びを保障することは、こどもたち一人ひとりの成長につながり、自己肯定感をはぐくみ、将来的には社会の成長にも貢献することにつながる。 ・より一層多様性が重視される時代なので、「勉学」以外にも、スポーツ、文化等様々な「学び」の場が重要と考える。 ・学校だけではない学びの場び確保は必要不可欠である。
3	こどもが相談できる環境の整備	・保護者や養育者は、こどものためと思っているが、こどもの最善の利益とは言いがたい場合もあるので、こどもたちに気軽に相談できる人、場があることが望ましい。 ・人権擁護委員は SOS ミニレターなどを使ってこどもたちの相談に応じるよう努力しているが、最近は目の前で両親が喧嘩をするのが怖くて辛いというような相談も増加傾向にある。こどもが安心して相談できる身近な場の確保は必要だと思う。

		・自分の本当の気持ちを言える相手は家族や友達、先生とは限らない。相談できる窓口は多様であればあるほどよい。 ・大人に直接話しづらい悩みを抱えるこどもに対し、SNS などこどもが抵抗を感じにくい手段での相談窓口を「こどもの権利」として保障すべきだと思うため。条例化することで、市や大人の義務として、相談体制の継続的な運用が行われるべきである。 ・対人相談、ネット相談などの環境整備によって、こどもに多様な選択肢があり、こどもの安全が保障され、こどもにとって最も良いことがなにかを考えられることが重要。 ・こどもが相談できる環境が不足しているから。 ・こどもが相談できる多様なチャンネルがあることが大切。こどもの権利条例にもとづく子どもの相談・救済機関の創設は、子どもの権利保障と不可分である。他国や他自治体でも、子どもオンブズパーソンや子どもコミッショナーが創設されており、国連・子どもの権利委員会も、そうした制度の創設を締約国に求めている。こうした制度の特徴としては、①子どもの権利保障の視点から既存の相談窓口の課題を克服、②子どもの不安な気持ちを受け止め、困りごとについて一緒に考え、もう大丈夫と思えるまで寄り添い続ける、③子どもの最善の利益を常に考慮した活動を心がける、④裁判とは違い、子ども自身が簡単に権利救済を求めることができ、比較的短期間に解決を図ることが可能、⑤個別の子どもが抱える問題から社会の変革（制度改善）につなげることができる、といったものがあげられる。 ・アンケート結果によれば、相談相手は家庭や友達など身近な人が多いが、家庭や友人関係に問題がある場合に相談できる場所が必要と考える。また、こどもの悩みも多様化している（SNS の発達など）可能性があるため、専門的な知識にもアクセスできる、相談体制を整えることが重要であると考える。 ・こどもの権利や尊厳を守る上で最も重要で最後の砦である。家に固定電話がない家もたくさんあるので、スマホを持っていないこどもは電話で外部とつながれなくなった。スマホを持つこどもはまずＡＩに相談するという。こどもや社会を取り巻く環境はめまぐるしく変わっていくが、こども自らが命を落とすことがないように環境の整備は必要である。
4	虐待、体罰、いじめ等その他あらゆる権利侵害の防止	・いじめや虐待など、本人はもちろんだが、友だちのことなど、伝えられる環境整備も必要で、その周知も大切である。 ・あってはならしことだから。 ・こどもの権利に欠くことができない事柄と考える。 ・ネット上のいじめや SNS トラブルなど、現代的な権利侵害からこどもを守るための市の基本姿勢を明確にする必要があるため。条例に盛り込むことで、こ

		どもも安心できる。 ・こどもの安心安全な育ちの保障、された側した側の心のケアのために盛り込んでほしい。 ・安心して過ごせる最低限のことだと思うから。 ・暴力の禁止とあらゆる暴力からの救済及びその回復は、必要不可欠な条文と考える。 ・こどもが相談できる環境づくりやこどもの権利救済は、こどもの権利や尊厳を守る上で最も重要で最後の砦である。こどもや社会を取り巻く環境はめまぐるしく変わっていくが、こどもが自ら命を落とすことがないように環境の整備は必要。
5	こどもの意見表明や参画の機会の確保	・こどもたちは、意見を言っていいことを知らないので、機会を確保しなければ、いつまでたっても意見が聴かれることがないから。 ・こども自身が自分の考えを言ってもよいというメッセージを積極的、継続的に発信すべきと考える。 ・こどものことを考えるのに、当事者抜きで決めるのはおかしいから。こどもにとって住みやすいまちは誰にとっても住みやすいまちだと思うため、意見表明や参画の機会は確保すべき。 ・こどもたち自身が自分の考えを言ってもよいといメッセージを積極的、継続的に発信すべきと考える。 ・意見聴取を単なる形式的なヒアリングに終わらせず、まちづくりや政策形成に反映させる仕組みを義務付けるべきと考えるため。こども会議などをみていても、こどもの意見を聞いてほしいという意見が多かったため。 ・子どもの権利条約のなかで、条例に盛り込み、子どもと大人に１番理解推進してほしい。 ・こども会議で意見表明をしたいという子が多かったから。 ・こどもにやさしいまちづくりの根幹になるのは、こどもの意見表明権の確保、こどもの意見の尊重、さらにはこどもの意見のこども施策への反映だと考えられている。 ・子どもの権利条約第１２条にある通り、こどもが意見等を表明することで、自己肯定感、自己有用感が育まれ、生きる基礎になる。家庭でも認識が必要であり、まずは家庭でこどものありのままの姿を受けいれることが必要。
6	支援が必要なこどもや家庭への支	・支援情報ひとつを例にとっても母国語によって入手が困難な場合もある。こどもに直接支援をできるような場や機会も必要なのかもしれないと思う。 ・誰しも生まれを選ぶことはできないため、家庭への支援は必須と考える。

	援	・貧困、虐待、ヤングケアラー、ひとり親家庭など支援が必要なのに支援に繋がっていない、潜在化しているケースはまだまだ存在している。相談体制、支援する内容の充実に加えて、アウトリーチなど支援すべきこどもや家庭を早期に把握する仕組みを構築する。 ・支援を受ける権利があることを明記すべきだと考えるため。文章で明記することに意味がある。 ・こども自身や親の支援によって、こどもの育ちが保障されるため。 ・支援が必要な家庭もこどもも沢山いるから。 ・条例に、個別の必要に応じて支援を受ける権利を盛り込むことは、流山市こども計画の掲げる基本目標 2「(4) こどもの発達・成長に応じた支援」との関係を示すことにもなり、それぞれのこども施策の進展につながるものである。 ・スペシャルニーズがあるこどもだけでなく、どのこどもも親も支援が必要。 ・どのこどももウェルビーイングになるようにする義務がおとなにあるから。
7	こどもの権利の周知・啓発	・こどもの権利をこどもが知らなければ、我慢を強要されることもあるし、おとなが知らなければ、わがままとして片付けてしまうこともあるから。 ・権利を行使したり、守ろうとするのは、権利を知るところから始まる。 ・自分の権利とは何かをこども自身が理解すること、おとなが理解することなくしてこどもの権利は守られない。 ・ヒアリングを実施し、こどもの権利を知らない人が多いと感じる。 ・社会全体がこどもの権利を知ることが、こどもの権利保障につながる。 ・子どもの権利条約第 42 条では、条約の原則および規定をおとな及び子どもの双方に適切かつ積極的に知らせることを約束すると明記されています。こども自身がこどもの権利を知り、理解し、活用することができるよう、こどもの権利を周知・啓発、さらには学校などにおける教育の機会を持つことは、必要不可欠だと考える。また、様々な機会に、おとながこどもの権利を学ぶ機会をつくっていくことは、条例を定めた市の役割である。 ・アンケート結果によると、こどもの権利を知っていると回答したこどもが約半数であり、よく知っていると回答したこどもは約２割と少ないため、周知・啓発が必要であると考えるため。 ・最も力を入れてほしい。公教育の場で周知することが最も効果的。保護者にも必要。教育委員会との連携も大事。
8	貧困の防止	・どのこどももウェルビーイングになるようにする義務がおとなにあるから。 ・体験や機会や可能性などが貧困によって奪われることがないようにすること

		が大人の責務と考える。 ・こどもが安心、安全に過ごすためには、衣食住等の充足は欠くことができない。 ・経済格差が、将来の進路選択の格差へ直結するのを防ぐため。 ・貧困はこどもの健全な育ちや教育の機会の妨げになる、負の連鎖を断ち切るため。 ・困っている人は助けるというのが条例に入っていて欲しいから。 ・親の養育支援をはじめ、親の経済的状況が子どもの生活や教育に決定的な影響を及ぼさないようなこども施策を展開できるよう、条例への位置づけは必要であると考える。 ・貧困はこどもにしわ寄せがくることが多い。条例に盛り込むことで支援策が厚くなるとよい。
9	安全な環境づくり（事故や犯罪の防止）	・どのこどももウェルビーイングになるようにする義務がおとなにあるから。 ・こどもも、大人も、安全な環境の中で安心して暮らせる社会を築くべきと考える。 ・こどもが安心して暮らすためには当然の条件と考える。 ・ヒアリングを通し、保護者は、障がいを持つこどもが安心して育つことが出来る環境づくりを熱望しているとわかったから ・こどもが安心して暮らすためには当然の条件と考える。 ・通学路の安全管理だけでなく、闇バイトやネット犯罪といった犯罪からこどもを守るため。 ・こども若者の犯罪が適切な情報で抑止出来るため。 ・安心な暮らしは最低限のものだから。 ・こども関連施設などにおけるこどもの安全を確保するための、安全管理体制の整備や環境づくり、さらには、地域におけるこどもの権利保障としてのこどもの育ちの場等における安全についても、明記が必要と考える。 ・家庭や学校等でおこりがちな性犯罪にも目を向けてほしい。
10	そのほか	・18 歳までの高校生・若者世代への自立について、「こども」を 18 歳以下の人や、それに準ずるものとするなら、高校生など大人になる直前の世代への自立や進路の支援も途切れずに行う必要があると考える。社会的自立に向けた大切な時期だからこそ、条例でしっかり支える姿勢を示してほしい。 ・「世界子どもの日１１月２０日」のような流山市独自の子どもの権利擁護に関する記念日を制定し、子どもの権利条例を風化させない仕掛けとする。一大

		イベントを実施する。